

事務所通信

Progress

～進歩～ 一期一会

令和3年11月号(広告)
2021年11月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第174号
発行担当者
山本武史

朝晩冷え込むだけでなく、日中も肌寒く感じる日もあり、体調管理に注意する季節になってきました。新型コロナウイルスが発見されてもうすぐ2年が経過しようとしています。日本でも外出自粛に伴い、リモートワークや電子会議などにより、遠く離れた距離での取引が増えてきたと思います。これを機会に、以前は書面で行っていた請求書や領収書等の書類のやり取りを、メールで送るなど電子でのやり取りに変わった所もあると思います。そこで今回は電子帳簿保存法についてご紹介いたします。

「電子帳簿保存法の対象となる帳簿書類」(2022年1月1日～改正施工)

電子帳簿保存法は大きく分けて次の3つに分類できます。

1. 電子帳簿等保存・・・自社で作成する国税関係帳簿書類
2. スキャナ保存・・・取引先から書面で受け取る書類
3. 電子データ保存・・・自社及び取引先で行う電子取引でやり取りする書類



国税関係帳簿	国税関係書類		電子取引
	決算関係書類	取引関係書類	
仕訳帳 総勘定元帳 現金出納帳 固定資産台帳 その他必要書類	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 試算表 その他決算書類	自己が発行するもの 請求書(控) 領収書(控) 注文書(控) 契約書(控)など	相手から受取るもの 請求書 領収書 注文書 契約書 など
電子帳簿保存法 4条 1項	電子帳簿保存法 4条 2項	電子帳簿保存法 4条 3項	新電子帳簿保存法 7条

~~~~~上記3区分では次のように区分されます~~~~~

| 1. 電子帳簿保存                    | 2. スキャナ保存         | 3. 電子データ保存      |
|------------------------------|-------------------|-----------------|
| 作成当初からパソコンなどを使って作られた帳簿や書類が対象 | 書面で受取りスキャンしたものが対象 | データで受取った取引情報が対象 |

## 「電子帳簿保存法の改正事項」

| 1. 電子帳簿等保存                                      | 2. スキャナ保存                                                         | 3. 電子データ保存                                               |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 事前承認制度の廃止<br>優良電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減<br>電子帳簿保存要件の緩和 | 事前承認制度の廃止<br>タイムスタンプ要件、検索要件の緩和<br>適正事務処理要件の廃止<br>保存記録不正による重加算税の加算 | タイムスタンプ要件及び検索要件の緩和<br>電子取引の出力書面等保存の廃止<br>申告漏れ等による重加算税の加算 |

改正内容のうち赤字の部分が大きく影響すると思われます

1. 事前承認制度の廃止・・・要件を満たす電子帳簿の保存開始時に、3か月前の事前申請が廃止
2. タイムスタンプ要件の緩和・・・一定の策を講じた場合タイムスタンプの付与が不要
3. 検索要件の緩和・・・検索要件としての記録項目が「取引年月日・取引金額・取引先」に限定
4. 電子取引の電子データ保存義務化・・・電子取引データを書面出力による保存を廃止、電子保存が義務化

## Vision

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」  
今月の開催日は11月11日(木)です  
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

| 開催日       | 対象者様             | 申込期限     |
|-----------|------------------|----------|
| 11月11日(木) | 9・10・11・12月決算法人様 | 11月5日(金) |
| 12月9日(木)  | 10・11・12・1月決算法人様 | 12月3日(金) |
| 1月20日(木)  | 11・12・1・2月決算法人様  | 1月14日(金) |

## 11月のスケジュール

|    |   |                                                                                                                                              |
|----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 水 | * 10月分源泉所得税・住民税の納付期限                                                                                                                         |
| 11 | 木 | * 経営計画書作成セミナー：Vision                                                                                                                         |
| 15 | 月 | * 所得税予定納税減額申請期限                                                                                                                              |
| 30 | 火 | * 9月決算法人の確定申告期限及び納付期限<br>* 3月決算法人の中間申告期限及び納付期限<br>* 個人事業税・所得税 第2期の納付期限(岡山県の場合)<br>* 消費税(4期)の納付期限(消費税の年額400万円超の6・12月決算法人)<br>* 消費税(毎月納付)の納付期限 |

当社は赤い羽根共同募金寄附付き支援プロジェクトに賛同しています。



## 電子帳簿の保存要件の概要

| 保存要件の概要                                                                                       | 改正前                                                                                               | 改正後 |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
|                                                                                               |                                                                                                   | 優良  | その他 |
| 記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算処理システムを使用すること                                          | ○                                                                                                 | ○   |     |
| 通常の業務処理機関を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること                                       | ○                                                                                                 | ○   |     |
| 電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること                                        | ○                                                                                                 | ○   |     |
| システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)を備え付けること                                           | ○                                                                                                 | ○   | ○   |
| 保存場所に、電子計算機(パソコン等)プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと | ○                                                                                                 | ○   | ○   |
| 検索要件                                                                                          | 取引年月日、取引金額、取引先の記録項目により検索できること<br><small>改正前は下線の部分が「取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目」</small> | ○   | ○   |
|                                                                                               | 日付又は金額の範囲指定により検索できること                                                                             | ○   | ○ 1 |
|                                                                                               | 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること                                                                   | ○   | ○ 1 |
| 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっていること                                           |                                                                                                   |     | ○ 2 |

優良の要件を満たすシステムを利用し、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置を受ける場合及び、所得税の青色申告特別控除について、電子帳簿保存による65万円の控除を受ける場合は、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出しておく必要があります。

1. 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、検査要件のうち要件が不要となります(スキャナ保存及び電子取引についても同様)
2. “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

## スキャナ保存要件の改正内容

1. 保存を開始する日の3か月前の日までに提出が必要であった承認申請書等の提出が不要
2. 国税関係書類をスキャナ読み取りした際に、受領者が自署したうえで3(7)営業日以内にタイムスタンプを付与する必要がありましたが、改正により自署が不要となり、タイムスタンプの付与期間が2か月と7営業日以内となりました。また、データの保存をクラウドサービスなど保存日時や訂正又は削除を行った事実及び内容が確認できるシステムを使用した場合は、タイムスタンプの付与が不要となります。
3. 電子帳簿の保存要件と同様に、検索要件が緩和され記録項目が取引年月日、取引金額、取引先の記録項目に限定

## 電子取引データ保存要件

こちらは今回の改正で新たに設けられた項目ですが、多くの方が関係する可能性が高い項目です。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 真実性の要件 | 以下の措置のいずれかを行うこと<br>タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う<br>取引情報の授受後、速やかに(又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく<br>記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステムまたは記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う<br>正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、その規定に従った運用を行う |
| 可視性の要件 | 保存場所に、電子計算機(パソコン等)プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと<br>電子計算機処理システムの概要書を備え付けること<br>検索機能 1を確保すること                                                                                                                                  |

今までは、電子帳簿保存を選択しない場合、書面での保存を行っていたら、書類の保存要件を満たしていましたが、今回の改正により、電子取引については、たとえ取引内容を書面で出力して保存しておいたとしても書類の保存要件を満たさなくなります。電子取引の代表的なものとしてはネットでの通信販売が考えられます。Amazon や楽天などでは、書面での請求書や領収証の発行がおこなわれず、ネット上からダウンロードして購入者自身が印刷して保存していたと思います。今後はこのような取引については、電子で保存する必要があります。また、このデータを検索記録項目により検索できる必要があります。今回の改正では電子データでの保存が必要となりましたので、2022年1月の改正に向けて、真実性の要件と可視性の要件を備えた体制を整えるよう、事業所内での準備が必要となります。